

第10回講義の補足説明

重要事項確認質問集・解答編

2017/11/29

松岡 久和

Q09-08 譲渡担保について取引上の利害関係を有する第三者は、設定者と債権者のどちら側に登場しやすいか（335頁のCase 39、340頁のCase 40）。

動産の場合、設定者が占有しているので設定者側

不動産および債権の場合、債権者が対抗要件をすでに備えているので債権者側

Q09-09 動産上の譲渡担保は多重に成立するか。

権利移転的構成では、所有権は多重には帰属しないので、先順位譲渡担保権者が所有権者であり、後順位譲渡担保権は成立しない。後順位譲渡担保は、せいぜい、受戻権（＝所有権復帰期待権）または清算金請求権を対象とする譲渡担保となるはず。もっとも判例（P I 374）の見解は明らかでない。

担保権的構成では、所有権は設定者にあり、多重の抵当権設定のように、譲渡担保権設定も可能となるはず。

Q09-10 譲渡担保権者が登記名義のある不動産を、譲渡担保権であることを知っている第三者に処分した場合、設定者と第三者の関係はどう解されるか。

判例の立場をしっかりと理解しよう。

(1) 譲渡担保権の適法な実行としての処分の場合。第三者Xが（背信的）悪意であっても、譲渡担保権者Aの処分は有効で、設定者Yは受戻権を失う。(2) のような二重譲渡関係にならない。所有権はXに帰属し、XはYに明渡請求ができるが、YはAに対する清算金債権を被担保債権とする留置権の抗弁を主張できる。

(2) (1)以外の場合。すなわち、弁済期前の処分や受戻権行使後の処分のように譲渡担保権者の処分が違法である場合も、対外的には登記名義のあるAが所有権者なので、AのXへの処分は有効である。しかし、Yは違法な処分によっては受戻権を失わないので、Yが受戻権を行使すると、Aを起点とするXとYへの二重譲渡の関係に立つ。それゆえ、先に登記を備えた方が勝つ（177条）。もっとも、XがYとの関係で背信的悪意者と評価されれば、Yは所有権の復帰を登記なくしてXに対抗できる。

Q10-01 流動財産譲渡担保にはどのような機能があるか（351頁のCase 41）。

営業活動で生み出される少額の流動資産をまとめて担保とする担保価値の集積と安定化により、優良な製品や販売先を持ちながら担保にできる不動産がないため資金難に陥っていた中小企業が融資を受けることができるようになる機能。

Q10-02 判例・通説が「集合物」概念を用いるのはなぜか。同じように「集合債権」を観念する必要があるか。

対抗要件の便宜。すなわち、集合物について対抗要件（占有改定）を1回備えれば、新たに構成部分に加わった動産にもあらためて対抗要件を備える必要はない。

民法上の債権譲渡の対抗要件は、確定日付のある証書による債務者に対する通知か債務者の承諾であるから、債務者が異なる場合には、複数の債権をまとめて「集合債権」と呼んでも対抗要件を1つにまとめることはできない。まとめて債権譲渡登記を備えることは可能であるが、債権譲渡担保について一般的に「集合債権」を観念する必要は乏しい。

Q10-03 まだ存在していない将来の物や債権にも譲渡担保権を設定できるか。

可能である。動産では集合物に将来入ってくる物も譲渡対象にしうる。将来債権については、判例が広く認める立場を明らかにしている（百II 27=P II 97）。

Q10-04 単体の譲渡担保の要件に加えて、流動財産譲渡担保でのみ問題になる要件はどのようなものか。

対象の特定性、および、包括的担保が公序良俗に反しないこと。両者とも、主として、他の債権者等の第三者の取引の安全を保護することを目的とする。

Q10-05 流動財産譲渡担保に適合的な第三者対抗要件は何か。

動産譲渡登記や債権譲渡登記。これらの登記は単体の譲渡担保でも使えるが、流動財産譲渡担保にまとめて対抗要件を備えることができる点が長所であり、占有改定や通知・承諾よりも公示性の点で優れる。

さらに、債権譲渡登記は、債権譲渡担保を債務者に知られないでおくことができ、風評被害を避けやすく、債務者対抗要件を備えるまで譲渡人＝設定者に取立委任や取立権留保がされたのと同じ効果を生じる、というメリットもある。

Q10-06 設定者は譲渡担保設定後に対象財産を処分することができるか。設定者が権限外の処分をした場合、処分の効力はどうなるか。

通常取引の範囲内では処分権限が与えられ、その範囲では有効な処分ができる。

権限外の処分は、原則として無効であり、第三者保護規定（192条や94条2項等）が適用される場合にのみ例外的に有効となる。設定者への第三債務者の善意・無過失の弁済は478条で保護される。

Q10-07 Aは債務の担保として、特定の倉庫中の商品全部をXに譲渡し、占有改定による引渡しをした。次いで、Aは、Yから代金後払で動産甲の引渡しを受け、上記倉庫に搬入した。Aが代金を支払わないため、Yは、動産売買先取特権に基づいて甲を差し押さえた。Xは、第三者異議の訴え（民執38条）によりYの差押えを排除できるか。

判例の立場をしっかりと認識しよう。

動産上の先取特権は、債務者がその目的である動産をその第三取得者に引き渡せば消滅する（333条）。流動動産譲渡担保権者Xは、所有権的構成によれば所有権の第三取得者であるとともに、集合物につきすでに占有改定による引渡しを受けており（183条・178条）、同条によって先取特権の負担のない甲を取得できるため、仮にYの先取特権を知っていても、Xの第三者異議が認められる。

反対する有力説は、担保権的構成に立って譲渡担保を動産質権類似の担保権であると理解し、334条・330条1項・2項を類推適用して、先取特権の成立を知っていたはずのXよりもYを優先する。

Q10-08 所有権留保と譲渡担保の異同（類似点1つ、相違点2つ）を指摘しなさい。

所有権によって債権を担保しようとする点で動産譲渡担保と類似し、その法的構成についての考え方も、形式を重視する権利（不）移転構成（所有権的構成）と実質を重視する担保権的構成に大きく二分される点も共通している。

主な相違点は、対象物と被担保債権が均衡していて清算金がわずかしか生じないこと、物権変動がないため対抗要件は不要と考えられていることである。

Q10-09 Q10-07の事例において、YがAとの売買契約において所有権留保の特約をし、Aの代金不払を理由に甲を引き揚げたとすると、所有権留保の事実を知らなかったXは、Yに甲の返還を請求することができるか。

できる。判例の見解によれば、Aは所有権を取得していないため、Xが甲の譲渡担保権（所有権）を取得するには即時取得によらなければならないところ、占有改定では即時取得における占有取得の要件がみたされない。それゆえ、Xは、所有権留保につき善意・無過失でも、甲の所有権を取得できない。

Q10-10 Xが所有権留保特約を付して自動車甲をAに販売し、AがYに転売することに協力した。Yは代金全額を支払って甲の引渡しを受けたが、Aが倒産してXへの代金が払われなかった。甲の登録名義人であるXは、Yに対して、所有権に基づいて、甲の返還を請求することができるか。

判例によれば、登録済自動車では、即時取得の適用がないから、Yは、善意・無過失であっても甲の所有権を取得できない。しかし、転売を促進していたXが、甲の返還を請求して、代金回収不能の危険をYに転嫁して不測の損害を与えることは、権利濫用として許されないと判断された。有力説は、判例の結論には賛成するが、転売を予定した商品の場合には、通常の営業の範囲で転売する権限が付与されているから、Yが所有権を取得できる、と構成している。

